

第21号議案

志木市歴史館条例

(設置)

第1条 郷土についての歴史資料、考古資料及び民俗資料（以下「資料」という。）の収集、保存、調査研究、展示及び公開を行うとともに、これらの活用を図り、市民の教育、学術及び文化の向上に寄与するため、志木市歴史館（以下「歴史館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 歴史館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
志木市歴史館	志木市柏町1丁目20番19号

(管理)

第3条 歴史館は、志木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(業務)

第4条 歴史館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 資料の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 資料の調査及び研究に関すること。
- (3) 資料の展示及び利用に関すること。
- (4) 資料の普及啓発に関すること。
- (5) その他歴史館の設置の目的を達成するため必要な事業に関すること。

(職員)

第5条 歴史館に館長、学芸員その他必要な職員を置く。

(入館の禁止等)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を禁止し、又はその者に対し退館を命ずることができる。

- (1) 歴史館の施設、設備及び資料を損傷するおそれがあると認められ

る者

(2) 歴史館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがあると認められる者

(3) その他歴史館の管理上支障があると認められた者
(損害賠償)

第7条 入館者は、自己の責めに帰すべき理由により、歴史館の施設若しくは設備を損傷し、又は備品、資料等を紛失若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特にやむをえない事情があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、歴史館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

令和8年2月19日提出

志木市長 香川武文

提 案 理 由

市民の教育、学術及び文化の向上に寄与するため、志木市歴史館を設置したいので、地方自治法第244条の2第1項の規定により、この案を提出する。